

第1章 福岡市中小企業振興プランについて

1 プラン策定の趣旨

本プランは、平成29年7月1日から施行された福岡市中小企業振興条例（以下、「条例」という。）第3条に示された基本理念に基づき、関係団体、市民、市などが一体となって中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定している。

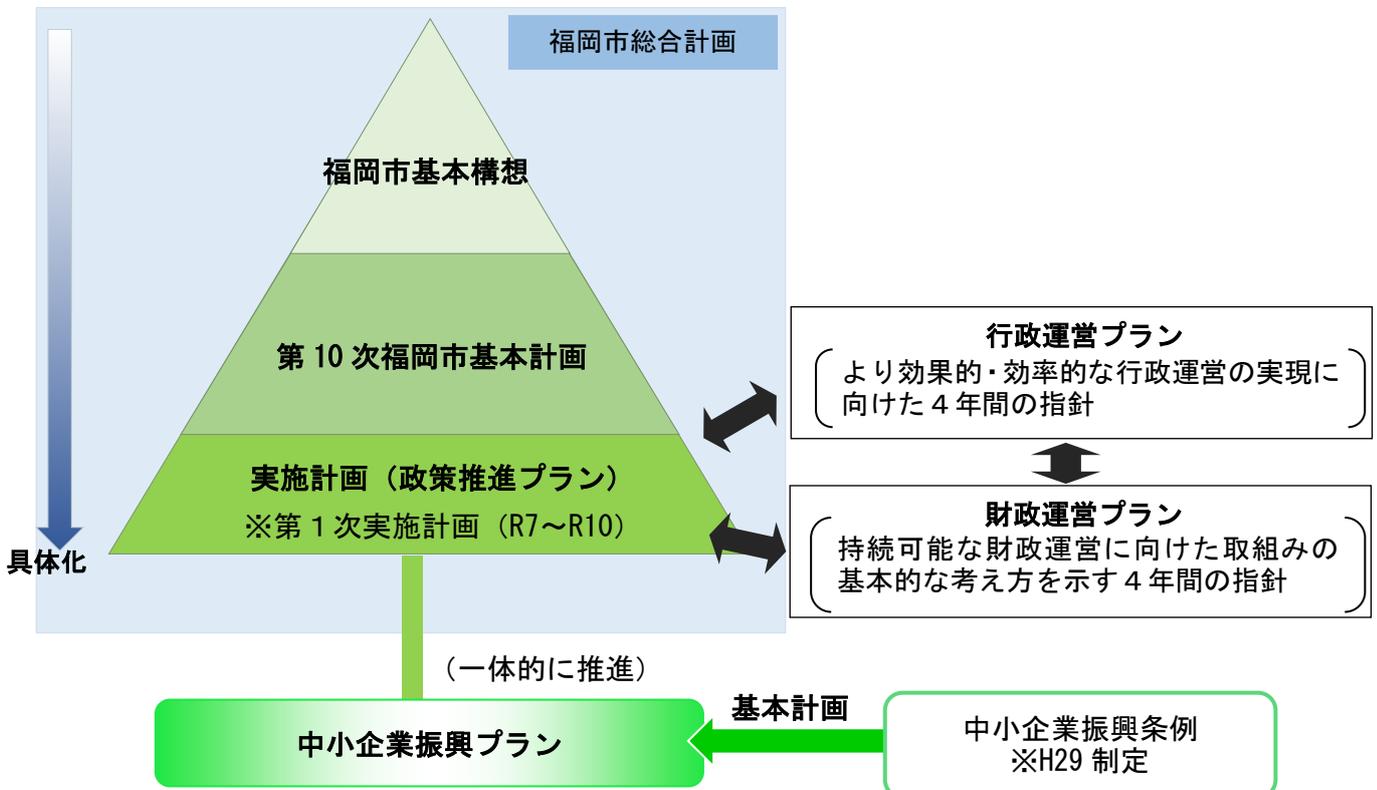
2 中小企業・小規模事業者振興の基本姿勢

市内事業所の約99%を占める中小企業（小規模事業者は約64%）は、本市経済の主要な担い手であり、同時に、市民のくらしや雇用を支える重要な役割を果たしており、その振興は、本市経済の振興そのものだという認識のもと、条例第3条の基本理念に則り、中小企業・小規模事業者振興の3つの基本姿勢を以下のように定める。

- ① 本市の特徴、強みを生かした中小企業の振興及び経営支援に努めていく。
- ② 国、県、商工会議所等の経済団体、大学と連携しながら、企業の前向きな取組みを支援する。
- ③ 地域の様々な主体が、中小企業の健全な発展を支援することにより、新たな成功事例につなげる好循環を創出する。

3 プランの位置づけ

本プランは、条例第16条に基づき策定する基本計画を指すもので、中小企業の振興施策の方向性等を定める。



4 プラン期間と見直し時期

本プランは、「福岡市総合計画」の実施計画と見直しの時期を合わせ、社会経済情勢の変化や取組みの進捗状況も踏まえ適切に見直しを図る。

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
福岡市中小企業 振興プラン	計画 期間	第3次プラン期間（4年間）				第4次プラン期間（4年間）					
	基本 構想	福岡市が長期的にめざす都市像を示す									
(参考) 福岡市総合計画	基本 計画	令和16（2034）年度までの10年間を計画期間									
	実施 計画	令和10（2028）年度までの 4年間を計画期間				令和14（2032）年度までの 4年間を計画期間					
						見直し予定				見直し予定	

5 福岡市中小企業・小規模事業者推進本部による進捗管理

プランの推進にあたっては、庁内組織として「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進本部会議」を開催し、毎年度の進捗状況を検証し、その結果を福岡市中小企業振興審議会（条例第18条）に報告するとともに、次年度の取組みに反映させる。中小企業に係る特定事項の検討及び調整を行う場合は、必要に応じて部会・連絡会を適宜、設置し、緊密な連携に努める。

《福岡市中小企業・小規模事業者振興推進本部》

本部長
(副市長)

副本部長
(経済観光文化局長)

【所掌事務】

- 経済情勢などに関する情報収集
- プランの策定、進捗管理
- 関係部局、関係団体間の連絡調整
- その他、中小企業・小規模事業者の振興に関すること

《本部員》

- ・ 会計管理者
- ・ 市長室長
- ・ 総務企画局長
- ・ 財政局長
- ・ 市民局長
- ・ こども未来局長
- ・ 福祉局長
- ・ 保健医療局長
- ・ 環境局長
- ・ 農林水産局長
- ・ 住宅都市みどり局長
- ・ 道路下水道局長
- ・ 港湾空港局長
- ・ 7区長
- ・ 消防局長
- ・ 水道事業管理者
- ・ 交通事業管理者
- ・ 教育長

《幹事会》

- ・ 幹事長 経済観光文化局総務・中小企業部長
- ・ 副幹事長 推進本部に關係する部長
- ・ 幹事 推進本部に關係する課長等

※推進本部が所掌する事務の円滑な運営を図る。

《事務局》

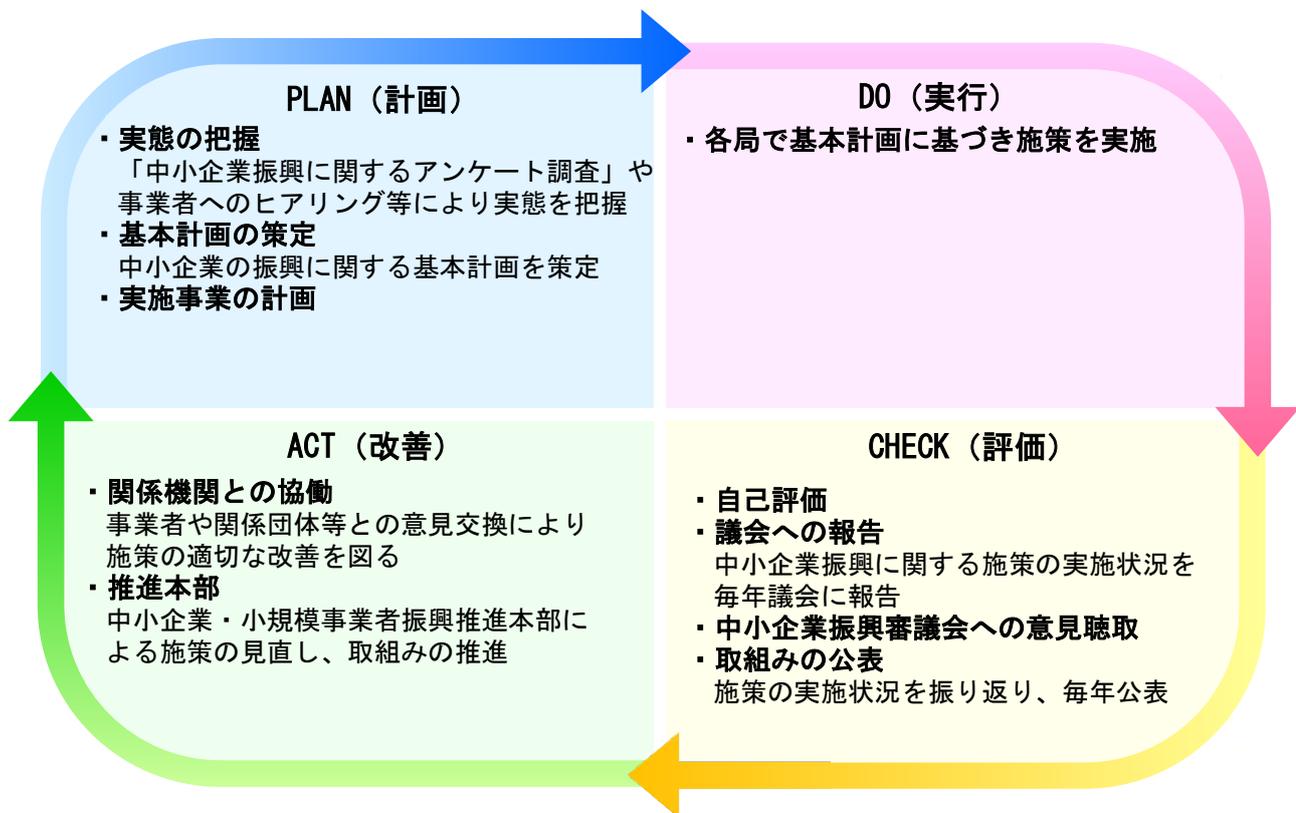
経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課

6 状況の公表

本プランは、条例第 17 条において、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表する旨が定められている。本プランに掲載した支援の方向性毎に、毎年の実施状況を公表していく。

7 PDCA サイクルの運用による取組みの推進

中小企業や関係団体等との意見交換の機会を活用し、地域における連携を進めるとともに「中小企業振興に関するアンケート調査」などで、全体傾向の把握にも努め、こうした取組みを通じて得た知見・提案を庁内で共有しながら、施策への適切な反映を図る。また、実施する施策と成果については、議会への報告や市民への公表などの確かな情報発信を行うとともに、福岡市中小企業振興審議会において関係団体や外部有識者との意見交換などを通して改善に資する提案をいただくなど、PDCA サイクルの適切な運用により施策の改善を常に図りながら取組みを推進する。



8 関係機関の役割と連携

中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取組みが必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、国、県等とも連携・協力を図りながら取組みを進める。

福岡市中小企業振興条例（抜粋）

第3条（基本理念）

中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化、生産性の向上をはじめとする経営の改善及び経営の革新（法第2条第2項の経営の革新をいう。以下同じ。）に自主的に努めるとともに、市、国、関係地方公共団体、中小企業支援団体等、金融機関等、大企業者、教育機関、大学等研究機関及び市民の協力を得ることを基本として、推進されなければならない。

第16条（基本計画の策定）

市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第18条第1項の福岡市中小企業振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第17条（実施状況の公表）

市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第18条（中小企業振興審議会）

この条例の適正な運用を図り、本市の中小企業の振興に関し広く意見を反映させるため、市長の附属機関として福岡市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。